別　紙

「貨物自動車運送事業輸送安全規則の解釈及び運用について」の一部改正について（新旧対照表）

新	旧
国自総第　510号	国自総第　510号
国自貨第　118号	国自貨第　118号
国自整第　211号	国自整第　211号
平成 15年　3月 10日	平成 15年　3月 10日
一部改正　国自総第　330号	一部改正　国自総第　330号
国自貨第　94号	国自貨第　94号
国自整第　96号	国自整第　96号
平成 18年 10月 27日	平成 18年 10月 27日
一部改正　国自総第　588号	一部改正　国自総第　588号
国自貨第　165号	国自貨第　165号
国自整第　180号	国自整第　180号
平成 19年　3月 30日	平成 19年　3月 30日
一部改正　国自安第　55号	一部改正　国自安第　55号
国自貨第　73号	国自貨第　73号
国自整第　48号	国自整第　48号
平成 21年　9月 28日	平成 21年　9月 28日
一部改正　国自安第　119号	一部改正　国自安第　119号
国自貨第　116号	国自貨第　116号
国自整第　93号	国自整第　93号
平成 21年 11月 20日	平成 21年 11月 20日
一部改正　国自安第　9号	一部改正　国自安第　9号
国自貨第　12号	国自貨第　12号
国自整第　7号	国自整第　7号
平成 22年　4月 28日	平成 22年　4月 28日
一部改正　国自安第　169号	一部改正　国自安第　169号
国自貨第　140号	国自貨第　140号
国自整第　144号	国自整第　144号
平成 23年　3月 31日	平成 23年　3月 31日
一部改正　国自安第　77号	一部改正　国自安第　77号
国自貨第　82号	国自貨第　82号
国自整第　148号	国自整第　148号
平成 24年　4月 16日	平成 24年　4月 16日
一部改正　国自安第　32号	一部改正　国自安第　32号
国自貨第　11号	国自貨第　11号
国自整第　35号	国自整第　35号

平成 25年 5月 1日
一部改正 国自安第 210号
国自貨第 98号
国自整第 244号
平成 25年 12月 16日
一部改正 国自安第 282号
国自貨第 132号
国自整第 349号
平成 26年 3月 4日
一部改正 国自安第 203号
国自貨第 61号
国自整第 291号
平成 26年 12月 25日
一部改正 国自安第 104号
国自貨第 55号
平成 27年 8月 12日
一部改正 国自安第 156号
国自貨第 91号
国自整第 240号
平成 27年 11月 9日
一部改正 国自安第 71号
国自貨第 31号
平成 28年 7月 1日
一部改正 国自安第 200号
国自貨第 115号
国自整第 295号
平成 29年 1月 13日

各地方運輸局自動車交通部長 殿
関東・近畿運輸局自動車監査指導部長 殿
各地方運輸局自動車技術安全部長 殿
沖縄総合事務局運輸部長 殿

自動車局安全政策課長
自動車局貨物課長
自動車局整備課長

平成 25年 5月 1日
一部改正 国自安第 210号
国自貨第 98号
国自整第 244号
平成 25年 12月 16日
一部改正 国自安第 282号
国自貨第 132号
国自整第 349号
平成 26年 3月 4日
一部改正 国自安第 203号
国自貨第 61号
国自整第 291号
平成 26年 12月 25日
一部改正 国自安第 104号
国自貨第 55号
平成 27年 8月 12日
一部改正 国自安第 156号
国自貨第 91号
国自整第 240号
平成 27年 11月 9日
一部改正 国自安第 71号
国自貨第 31号
平成 28年 7月 1日

各地方運輸局自動車交通部長 殿
関東・近畿運輸局自動車監査指導部長 殿
各地方運輸局自動車技術安全部長 殿
沖縄総合事務局運輸部長 殿

自動車局安全政策課長
自動車局貨物課長
自動車局整備課長

貨物自動車運送事業輸送安全規則の解釈及び運用について	貨物自動車運送事業輸送安全規則の解釈及び運用について
鉄道事業法等の一部を改正する法律（平成14年法律第77号）が平成15年４月１日から施行されることに伴い、貨物自動車運送事業輸送安全規則（平成２年運輸省令第22号。以下「規則」という。）について見直しが行われたところであるが、これに併せ、過去の通達により周知徹底されてきた各規定の趣旨及び施行に当たっての留意点のうち、現在もその意義を有しているもの並びに今回の見直しにおいて改正された規定のうち重要なものの趣旨及び施行に当たっての留意点について整理の上、下記のとおりとりまとめたので、業務の実施に遺漏なきよう取り計らわれたい。 なお、本通達の制定に伴い、「貨物自動車運送事業輸送安全規則の細部取扱について」（平成2年9月20日付け貨技第88号。以下「旧通達」という。）は、本年3月31日限りで廃止する。	鉄道事業法等の一部を改正する法律（平成14年法律第77号）が平成15年４月１日から施行されることに伴い、貨物自動車運送事業輸送安全規則（平成２年運輸省令第22号。以下「規則」という。）について見直しが行われたところであるが、これに併せ、過去の通達により周知徹底されてきた各規定の趣旨及び施行に当たっての留意点のうち、現在もその意義を有しているもの並びに今回の見直しにおいて改正された規定のうち重要なものの趣旨及び施行に当たっての留意点について整理の上、下記のとおりとりまとめたので、業務の実施に遺漏なきよう取り計らわれたい。 なお、本通達の制定に伴い、「貨物自動車運送事業輸送安全規則の細部取扱について」（平成2年9月20日付け貨技第88号。以下「旧通達」という。）は、本年3月31日限りで廃止する。
記	記
第４条　過積載の防止 貨物自動車運送事業法（平成元年法律第83号。以下「法」という。）第17条第３項において、事業者について、事業用自動車の最大積載量を超える積載をすることとなる運送の引受け、過積載による運送を前提とする事業用自動車の運行計画の作成及び事業用自動車の運転者その他の従業員に対する過積載による運送の指示の禁止が定められているが、規則第４条及び第34条において、さらに従業員に対する過積載による運送の防止についての日常的な指導及び監督を義務付けたものである。	第４条　過積載の防止 貨物自動車運送事業法（平成元年法律第83号。以下「法」という。）第17条第２項において、事業者について、事業用自動車の最大積載量を超える積載をすることとなる運送の引受け、過積載による運送を前提とする事業用自動車の運行計画の作成及び事業用自動車の運転者その他の従業員に対する過積載による運送の指示の禁止が定められているが、規則第４条及び第34条において、さらに従業員に対する過積載による運送の防止についての日常的な指導及び監督を義務付けたものである。
附　則　（略） 附　則　（平成29年１月13日付け国自安第200号、国自貨第115号、国自整第295号） 改正後の通達は、平成29年１月16日から施行する。	附　則　（略）